

子ども・子育て支援新制度の概要について

1 子ども・子育て関連3法について

(1) 趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立しました。

① 子ども・子育て支援法

保育所と幼稚園で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みが一本化

② 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、保育所と幼稚園で別々になっている認可・指導監督を一本化

③ 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

(2) 主なポイント

○認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

○社会全体による費用負担

- ・消費税引き上げによる、国及び地方の恒久資源の確保を前提

○子ども・子育て会議の設置

- ・国の有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

2 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

●施設型給付（都道府県認可）

認定こども園、幼稚園、保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。

※新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

●地域型保育給付（市町村認可）

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

●児童手当〈現金給付〉

地域子ども・子育て支援事業

●利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業

●養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

●ファミリー・サポート・センター事業

●延長保育事業、病児・病後児保育事業

●放課後児童クラブ（学童クラブ）

●妊婦健診 等